

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

絵画と減価償却

Q : 当社は、この度、30号の大きさの絵画を50万円で購入しました。この絵画は複製品ではありませんが、減価償却資産となるのでしょうか。

なお、作者は美術年鑑に載っているような有名な画家ではありません。

A : 減価償却資産に該当します。

【解説】

法人税法上、時の経過により価値の減少しない固定資産は、減価償却資産に該当しないものとし、減価償却が認められません。

ところで、古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの、美術関係の年鑑等に掲載されている作者の制作に係る書画、彫刻、工芸品等のような書画骨とうは、時の経過によりその価値が減少すると認められないため、原則として減価償却資産に該当しません。

しかし、書画骨とうといっても、複製のようなもので、単に装飾目的にのみ使用されるものとか、また、美術年鑑に掲載されていない作者により制作されたもので書画骨とうに該当するかどうか明らかでないものである場合には、絵画の場合、その号当たりの取得価額が2万円未満であれば、減価償却資産として取り扱うことができます。

ご質問の場合、書画骨とうに該当するかどうか明らかでなく、号当たりの取得価額が2万円未満になりますので、減価償却資産として取り扱うことができます。

